庁 中 一 般各 公 所

四日市市副市長事務分担規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成27年3月30日

四日市市長 田中俊行

四日市市副市長事務分担規程の一部を改正する規程

四日市市副市長事務分担規程(昭和35年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(担任事務)	(担任事務)
第1条 副市長は、次により事務を分担	第1条 副市長は、次により事務を分担
する。ただし、市長特命事項については、	する。ただし、市長特命事項については、
この限りでない。	この限りでない。
1 人の副市長	1 人の副市長
(1) (略)	(1) (略)
	(2) 政策推進部に属する事務
<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
	(4) 市民文化部に属する事務
	(5) 健康福祉部に属する事務
	(6) こども未来部に属する事務
<u>(3)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
(4) 都市整備部に属する事務	
(5) 消防部局に属する事務(消防長の	
権限に属する事務を除く。)	
(6) 上下水道局に属する事務(上下水	
<u>道事業管理者の権限に属する事務</u>	
<u>を除く。)</u>	

<u>(7)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)
<u>(9)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)
<u>(10)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)
<u>(11)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)
他の1人の副市長	他の1人の副市長
(1) 政策推進部に属する事務	
<u>(2)</u> (略)	<u>(1)</u> (略)
(3) 市民文化部に属する事務	
(4) 健康福祉部に属する事務	
<u>(5) こども未来部に属する事務</u>	
<u>(6)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)
	(3) 都市整備部に属する事務
<u>(7)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
	(5) 消防部局に属する事務(消防長の
	権限に属する事務を除く。)
	(6) 上下水道局に属する事務(上下水
	道事業管理者の権限に属する事務
	<u>を除く。)</u>
<u>(8)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>(9)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
<u>(10)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(総務部総務課)